

No.15

熊納税第3109号
令和6年8月27日

熊谷市議会議長
小島正泰様

熊谷市長 小林哲也

令和5年度債権の放棄について
熊谷市債権管理条例（令和4年条例第31号）第15条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

報告第47号

熊谷市債権管理条例に基づく債権放棄一覧

債権の名称	件数(件)	金額(円)	事由号数
市営住宅使用料	1	329,600	第1号
熊谷学校給食実費徴収金	1	34,320	第1号
	1	12,040	第6号
水道料金	23	524,105	第1号
	4	77,085	第2号
	46	344,782	第3号
	134	583,619	第6号
	266	848,646	第7号
合計	476	2,754,197	

<参考>熊谷市債権管理条例（抜粋）

第15条 市長は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、弁済することができる見込みがないと認められるとき。
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えるないと見込まれるとき。
 - (4) 第9条の規定による強制執行等の手続又は第11条の規定による債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 第12条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (6) 債務者が失踪、行方不明その他これらに準ずる状態にあり、当該債権について弁済する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 当該債権（消滅時効について時効の援用を要しないものを除く。）について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 2 市長は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。